

# 京大広報

No. 84

京都大学広報委員会

## 大学問題検討委員会の「総長選挙制度の改正について」の答申について

昭和48年6月18日

京都大学総長

前田敏男殿

大学問題検討委員会

委員長 竹崎嘉真

総長選挙制度の改正について（答申）

このたび大学問題検討委員会から「総長選挙制度の改正について」の答申がありましたので、ここにその全文を掲載します。

大学問題検討委員会では、昭和44年発足以来足かけ5年、この間熱心な討議を経て、すでに公表しました第2部会の「教養課程の改善について」、第1部会の「大学の未来像について」の答申に続き、第3部会を中心とする「総長選挙制度の改正について」の答申が出されましたが、これで大学問題検討委員会の役割は一応終了しました。今日に至るまでの委員各位のご努力に対し、敬意と感謝の意を表します。

大学としては、これらの案をもとに、各部局、各層の活発な討議と有益な意見を調整して、全学的な合意の得られる改革実行案をまとめなければなりません。さしあたり、本年末の総長選挙を控えて、この「総長選挙制度の改正について」の答申について学内からのご意見をいただき、総長選考基準改正案を作成したいと考えておりますのでご協力願います。その意見調整については、評議会の議を経て、たとえば委員会等適当な方法により行ないたいと考えております。

なお、この答申についてのご意見は、総長あて（庶務部庶務課気付）きたる7月末日までに文書で提出してください。

京都大学総長 前田敏男

本委員会では、総長選挙制度の改正について、第3部会を中心に検討を重ねてまいりましたが、このたび多数の委員の賛成により成案を得ましたので答申いたします。

なお、末尾に答申本文に対する委員の意見を付記いたします。

総長選挙制度の改正について（答申）

目次

まえがき

第1章 総論

1-1 大学の自治と総長の地位

1-2 本答申の基本的な考え方

1-2-1 選挙権者の資格

1-2-2 教員

1-2-3 職員の地位

1-2-4 学生の地位

第2章 選挙の手続

2-1 方針と問題点

2-2 具体的内容

第3章 リコール制度

3-1 選挙権者によるリコール制度

3-2 選挙権を有しない層のリコール請求制度

3-3 具体的内容の概要

第4章 本答申に関連して考えるべき問題点

答申本文に対する意見

## ま え が き

本委員会は昭和44年6月総長より受けた諮問のうち第3項「総長選挙制度の改正」について、これを「大学のあるべき管理運営体制のなかで総長選挙制度の改革について検討する」とし、その審議を第3部会が担当することになった。

部会はその発足から審議終了まで110回の審議を行なったがその経過は大まかに前期と後期とに分けられるであろう。

前期は討議開始（昭和44年7月30日）から昭和46年9月まで「あるべき管理運営体制」の姿が模索された時期。後期はその後部会が「総長選挙制度の改革」に目標を絞り、いくつかの小委員会（作業班）にわかれて作業を進める体制をとってから答申原案作成終了時（昭和47年末）にいたるまでの時期である。

前期においては、総長の地位、評議会の現状と改革の方向、教職員、学生の地位とそれら構成員の大学の意思決定への参加、大学自治等の問題について委員の問題提起と討議が重ねられ、その結果主な問題点を（1）学問の自由と大学の自治（2）総長の地位と評議会の現状、問題点（3）学生の地位（4）教職員の地位に絞って討論の整理が行なわれ（昭和46年7月）、それぞれ後期の作業に対する参考資料とすることとなった。

この前期作業に予想外の時日を費やしたが、昭和46年9月10日より総長選挙の制度改正に目標を絞って作業を進めることとなり、他の国立大学の学長選考の現状と問題点を検討する部会を数回行なったのち、部会は三つの小委員会にわかれ、まず第2小委員会が選挙権拡大の範囲とそれに対応する選挙方式について大綱をまとめ、ついで第1小委員会がそれにそって選挙方式についてとりまとめ、つづいて第3小委員会が選挙権者の範囲から除かれた階層の意向の表明の方法としてリコール制度の方式についてとりまとめるという順序で進行した。

このようにして昭和47年7月より答申文案の作成が開始され、昭和47年末に終了し、この原案は昭和48年1月31日より総会の審議に付されることになった。

総会の審議は13回にわたって行なわれ、その結

果、原案に対し若干の修正が行なわれたが、大綱においては原案が答申として採択された次第である。

さて、本委員会は教授・助教授より構成されており、各委員は出身部局・階層の立場をこえて個々の能力をあげて大学の改革の基礎的な方策作成の一端に参画してきた。しかし、そこにはおのずから限度もあり、また問題の性質上、論理の積重ねのみをもって唯一無二の解答が導き出せるというものでもない。したがって、この答申が本委員会として最善をつくしたものであったにせよ、なお、京大の改革実施案の作成は単に本答申に基づくのみではなく、学内における種々の立場からの検討を経ることがのぞましいと考えられる。

## 第1章 総論

## 1-1 大学の自治と総長の地位

大学の任務は、研究・教育を通じた真理の探究にあるといえよう。この目的のためには、学問・思想の自由が不可欠である。

学問・思想の自由は、歴史的にはともかく、現在ではひろく一般に認められるべきものであって、単に大学のみに限られるべきものではない。

しかしこのことは、大学における学問・思想の自由の重要性が減少したことを意味しない。

大学の仕事は研究と教育であり、これらは学問・思想の自由を前提としてはじめてなしうることである。また、学問・思想の自由の概念がacademic freedomを支えとして確立されてきた歴史を忘れてはならない。大学の自治は、学問・思想の自由を確保するためのものである。そして、それが大学を一般の国家の行政機関や地方自治体あるいは企業と異なる性格をもつ機関としている。したがって、総長\*の地位もまたこれらの諸組織の長の地位と異なっている。

いうまでもなく、国立大学は国の機関であり、総長はその長である。総長は、いくつかの事項については、一般の行政機関の長とほぼ同じ権限をもっている。財政面では、通常の会計関係の法令が適用される。衛生・防火等の法令も適用され、大学は法令にしたがって学内規程と学内組織を定

\* 学校教育法にいう学長。以下、京都大学の申合せに従い総長という。

めている。また、国有財産の管理権は総長に委任されている。

しかし、総長は大学という研究・教育機関の長である。総長は国家公務員であるが、任命権者との関係においてこれを見るとき、教育基本法および文部省設置法に掲げられるように、文部省の監督の権限は限定されたものであり、むしろ文部省は教育・研究のための条件整備につとめるべきものとされている。

そして、大学においては、教育公務員特例法によって総長その他教員の身分が保障されている。総長の任命についていうならば、その選考は大学において行なう。このことは単に総長一個の身分保障にとどまらず、大学の管理運営における意義はきわめて大きいといわねばならぬ。総長の適任者が学内で公正に選出されることは、この意味で非常に重要である。

総長は、大学の管理運営の執行の責任者である。学校教育法では、「学長は、校務を掌り、所属職員を統督する」ものとされている。ところで、総長自身が教育公務員特例法によって身分が保障されているのと同じく、教員もまた同じ法律によって身分を保障されている。したがって、総長は所属教員に対しては実質的な意味での人事権をもたない。

総長は、大学の管理運営に関する重要事項については、評議会にはかり、その議決を経て大学の方針を決定している。また、総長は、執行に関しては、部局長会議において各部局の執行の責任者としての部局長の意見をきくことも多い。総長が執行についての決定をするとき、それはしばしば教員、職員への命令、指示を伴い、また学生に対してもそうである。これらの命令、指示は、もちろん法令や学内規程にしたがうものでなければならない。これらの諸規則に反しないものであっても、研究・教育の内容にわたることはできない。研究・教育の内容とは何であるか。学説とか講義内容という意味では、これらについて命令することはできないし、また管理者の立場からこれを批判することができないのは自明のことである。しかし、研究・教育の内容とは何であるかの判断は個々人によって異なる。また多数の共通の諒解といえども時代とともにかわっていくであろう。し

たがって、総長の執行は、十分慎重でなければならない。だからといって、時宜に適した決断なく、いたずらに熟慮のみ重ねるならば、これまた大学の目的とする研究・教育の遂行の円滑を欠き、学内の信頼を失することになる。

大学において、各学部・研究所等は、それぞれ教授会等を持ち、その権限により議決し、執行している。このような学部・研究所等の自治は尊重されなければならないが、その間の調整は必要である。全学的機関がその役割を果たすべきものとしても、部局長と評議員が各部局に属しており、各部局の意向を正確に伝える任務もまた持っている点からして、つねに全学的立場に立つ調整機能を積極的に果たすことを期待するのは必ずしも現実的ではなかろう。したがって、部局間の調整、学部・研究所等の自治と全学的方針との間の調整についてもまた、総長の指導性が発揮されることがのぞましい。

大学の管理運営は、非能率や無責任体制に陥ってはならない。しかし、現在の機構が適切でないとして、安易に能率的機構を採用することは避けるべきであろう。大学という研究・教育の場において、学問・思想の自由が不可欠であり、能率優先の制度はしばしばそれと抵触する。このような場における行政能力と指導性、その背景として研究・教育に関する豊かな経験と高い識見こそ、総長に求められるべき資質であろう。

さきに総長の対外的地位について、これを文部大臣の任命権および文部省の監督の権限との関連において言及した。しかし、このような法令上の地位だけでは総長の対外的地位のすべてをつくしてはいない。現実には総長は、京都大学の代表者として、対外的に発言を行ない、かつその内容や時期が、大きな社会的意味をもつことが少なくない。その意思表示の対象と内容とは必ずしも限定されたものでなく、社会が大学に期待するものがあるとき、また大学の姿勢が問われているとき、これらに対する総長の対処は、きわめて重大な影響をもつであろう。また、総長は国立大学協会や国立大学学長会議のメンバーとして、また単独に京都大学の総長として、研究・教育のための環境整備について政府に要望し、あるいは大学行政、科学技術政策等に対して意見をのべ、協議を行な

っている。

このような、対社会、対文部省とのかかわりにおいても大学の代表者としての総長の役割は、きわめて大きい。そしてこのためにもまたさきに述べたような総長の高い識見が必要であることはいうまでもなからう。

## 1-2 本答申の基本的な考え方

### 1-2-1 選挙権者の資格

すでに述べたように、大学の任務は研究・教育を通じての真理の探究であり、この目的を達成する上で、学問・思想の自由の保障は不可欠の前提である。大学の自治はかかる学問・思想の自由を保障するために大学に認められたものであり、このような大学自治の発現形態の一つとして総長を大学みずからの手で選ぶという総長選挙制度が意義を有するわけである。それでは、大学自身の判断で総長を選ぶとき、基本的には、誰により（選挙権者）、どのような方法で（選挙手続）、総長が選ばれるのが適当であるか、これに答えるのが本答申の目的である。

総長はその職務として直接に研究・教育にたずさわるものではないが、上に述べた目的を達成するための管理・運営の執行責任者としての役割を担う者であることから、総長は研究・教育に関する豊かな経験と高い識見を有する者でなければならない。

このような観点から総長選挙制度をとらえるとき、結論的に述べるならば、われわれは、総長の選挙権者は、本学の研究・教育に直接たずさわることによって大学における研究・教育の責任を分担する立場にある者とすることが適当であると考ええる。

このことはまた、研究・教育上の責任に伴い選挙権者が分有する管理・運営に関する一定の権限と責任とに必ずしも一致するものである。

以下においては、大学を構成する各層が、広く大学の自治一般、狭くは総長選挙との関連で、大学においてどのような地位を有し、それに伴いどのような役割を果たすべきものとして位置付けられるものであるかを考察することとする。

### 1-2-2 教 員

#### (1) 前回の総長選挙規程の改正

昭和41年に行なわれた総長選挙規程（総長選考

基準）の改正によって、選挙権者の範囲が拡大され、助教授・講師に対しても教授と同じ投票権が認められた。当時この問題の検討にあたった大学制度委員会の答申に「学内世論の動向に鑑み」と述べられているけれども、その内容は必ずしもつまびらかでない。もちろん、このとき若干の部局において選挙権者の拡大を求める声があったことも世論の一端をなすものであろう。一方、戦後20年を経て助教授・講師の研究教育上の立場の実質的变化が、学内世論の動向と表現されるものの背景となっていると思われる。すなわち、文科系の学部・研究所等においては、教授だけでなく助教授も講義をもち、その授業の背景となるべき研究面においてもまた独立した研究を行なうようになってきていた。理科系の学問分野についていうならば、学問内容の深化と分野の拡大とがきわめて急速に行なわれ、そのため、一つの講座の中においても教員がすべて教授の統率のもとに同一のテーマを追求する傾向がうすれ、いくぶん異なった角度から相補的に研究を行なうという方法もとられるようになってきていた。これらの事情の変化によって、助教授・講師の地位が実質的に向上したとの認識が、学内にひろまっていたと考えられよう。しかし、この時助手に対しては選挙権の拡大は行なわれなかった。

このような選挙権の拡大はまた、講座の首長である教授だけが大学の最高責任者である総長を選ぶという従来の講座制の考えに合致する制度を変えることであり、大学自治の理念を転換させるひとつの端緒となるものともいえよう。

#### (2) 総長選挙と助手

大学において助手の地位を一般的に不明確な状況にとどめている要因の一つとして、助手という範疇のもとに、さまざまな場合が包含されている点があげられよう。事実各専門分野における学問の性格やそれに由来する研究・教育体制のあり方等からして、各部局での助手の職責、任用方法、処遇等は実に多様である。この多様さは、同一部局の中にさえ生じている。また、法令の上でも助手の職務については幅のある規定の仕方となっている（学校教育法第58条第6項）。しかし、現在、研究・教育に直接たずさわることにより大学における研究・教育の責任を分担している助手が、多

数存在することも事実である。このことは、いくつかの専門分野における学問の進展に対応して、形成されてきたと考えられる。このように助手が本学の研究・教育に一定の責任をもって直接に関与することは、学問の自由を裏付けとして身分を保障された教育公務員の職責を遂行しているものであるといえよう。

しかしながら、われわれは各専門分野の学問の性格やそれに由来する研究・教育体制のあり方の多様性のゆえに生ずる各部局での助手の職責の多様性を否定するものでなく、助手の職務内容の画一化を主張するものでもない。現行制度の下においては、それぞれの分野に最も適合した助手のあり方を採りうるよう各部局において検討し、つねに改善への地道な努力を積み重ねるべきものと考ええる。

以上のことをふまえた上で、総長選挙権の問題に関してわれわれは次のように結論する。

- ① 本学において、上述のように研究・教育に直接たずさわることによって大学における研究・教育の責任を分担する助手が多数存在する。このような助手は「助手」の職務としても標準的と考えられる。そしてこのような職責を担う者は当初にかかげた選挙権者の基準からして、選挙権をもつことが適切である。
- ② 職務内容からみて上記①に該当しない助手については、選挙権に関しても、これを別扱いにすることが理論的に考えられる。しかしながら、現実問題としては、手続の複雑さなど技術上困難な点が多いため、選挙権に関しては「助手」の身分を有する者については一律に①の考え方に従うものとする。

上の結論を導いた観点のほかに、なお、(a) 助手の参加が総長選挙の目的達成のため効果的であるかどうか、(b) 助手の参加により選挙権者の数が現行のそのほほ倍にのぼり、かつ、部局ごとの有権者数の不均衡が現在以上に加重されることから不都合な結果を生じはせぬか、という疑点についても附言しておかねばならない。

(a) 平均的にいって助手は、その年齢が若い以上、研究者・教育者としての知識、経験に関し教授・助教授との間に差があるとする考えがある。また、一般的にいって助手は、総長選挙の

場合とくに問題となる大学の管理運営面に関する知識・経験についても同様に差があるものとし、したがって、全学にわたる候補者の中より総長適任者を選出する際、適正な判断を下すことが相対的により困難であるとする考えもある。

われわれは、これらの考えがあることも考慮した上で、なおかつ大学自治の理念である学問の自由という観点を優先させて考えることとし、助手をも含め主体的に大学の目的である研究・教育の責任を分担する者をもって選挙権者と定めるという結論に達した。

- (b) 助手参加により選挙権者の数が増大すること、助手の数が若干の部局に極端に偏在していることなどは、帰属意識が働く場合、全学的に見て有能な総長候補者の選出を困難ならしめる恐れなしとしない。この点については、今後選挙の方式に十分な配慮を必要とし、選挙権者にはできるかぎり候補者を周知させる方法をはかるべきであるとともに、選挙権者がとくに留意して全学的視野に立って投票することを期待するものである。

### 1-2-3 職員の地位

職員は大学の目的である研究・教育に直接従事するものではないが、この目的を達成するために不可欠な職務を与えられており、かつ学問と大学の自治について深い理解をもつことが期待される。しかし、さきにわれわれが選挙権者の範囲を「本学の研究・教育に直接にたずさわることによって大学における研究・教育の責任を分担する立場にある者」に限定した趣旨からして、職員の総長選挙参加は認めないこととした。

われわれが職員の総長選挙参加を認めないとしても、そのことは必ずしも大学における教員と職員との協力関係を軽視することを意味するものではない。大学の職員は、その職務の遂行において学問の自由や大学の自治の深い理解者であることを期待されるが、反対に教員もまた研究・教育の業務遂行において、職員の権利、地位等についての深い理解が必要である。総論(1-1)にも述べられているように、総長の職務執行は、教員のみならず、職員の身分、地位、職務にも広汎な影響をもっている。したがって職員の意思が総長の職

務執行の上に何らかの形で反映されることがのぞましいと考え、その方式として第3章に述べるようにリコール請求制度を提案する。

大学の人員構成の実状は複雑であって、その行なっている職務内容がさきに述べた教員のそれと近い職員がある。しかし、法令上教員の身分を与えられていない人のうちから、選挙に関して教員と同じ取扱いをするべき人を選び出すための明確な基準を設定することが困難であること、また総長選挙がより恒常的な諸制度の上に設けられる制度であること、さらに、基準は全部局に共通でなければならぬことなどの理由のため、そのような職員の総長選挙への参加は見送らざるを得なかった。

#### 1-2-4 学生の地位

学生\*が大学の中でいかなる地位を有し、いかなる役割が期待されるかといった問題は、大学改革における重要なテーマの一つである。それは単に学生の問題であるだけでなく、大学自身の問題でもある。すなわち、この問題を通じて大学自身の質が問われ、教員自身の状況が問われるだろうからである。

かつて、京都大学は、学生の活動を告示9号(1950年、学生ストライキの禁止)をはじめ学内集会規程、学内団体規程、学内掲示等規程などによって規制してきた。これらを通じて流れる考え方は、学生は営造物の利用者であって、営造物の管理者たる大学当局による包括的支配に一方的に服すべき特別権力関係下におかれ、大学管理当局の管理権の範囲内において営造物を利用するという恩恵にあずかるものとしたことであろう。特別権力関係という考え方は戦前からの伝統的なものであり、明解さと一貫性において理解しやすいものである。そして、現在も無意識的無批判にその考えは少なからぬ教員の中にひきつがれ、中教審などの考え方にも生きている。しかしながら、この特別権力関係の考え方は、その一連の規制・制限の体系の成立前後の事情とその後の適用の事例を検討するまでもなく、基本的人権の尊重を生命とする現行憲法の本質と矛盾し、大学の生命ともいふべき自由で、生き生きとした創造性の保持と両立しがたいものであった。それは、学問・思想の自由との不調和という深刻な問題だけで

なく学内秩序の維持という対策的な面からみても短期的にはともかく長期的な有効性をもたない。これらの点からみても、現在の一連の規制措置は、全面的な検討、改廃を必要とするであろう。

学問の自由は、憲法に保障される市民的自由の一つであって、集会結社の自由を含む他の市民的諸自由と切りはなして考えることはできない。したがって、学生は一般市民に保障されている諸自由を大学管理機関によって一方的に制限されるべきでない。さらに加えれば、これらの自由に基づく学生の諸権利は、大学管理機関によって「特に認め」、「許可する」という立場からあるいは「教育的」配慮から「与えられる」ものではなく、学問・思想の自由とも密接にむすびついて、学生が本来有しているものと考えべきである。

学生が、これらの諸自由と諸権利を有して、大学の自治とどのようにかかわるのがのぞましいであろうか。学生および学生集団が審議・決定・執行に共同の責任を教員とともに分担する形で大学自治を構成するという考え方もありえよう。しかし、これは、現行法体系からも、また学生および学生集団の状況からしても必ずしも現実的ではない。しかし、学生は勉学条件をよりよく維持・発展させることに当然の関心をもつであろうし、そのことを要求する権利をもっている。大学の自治の運営を教員が主体的に担うとしても、学生の有するその権利を十分に尊重して、審議決定はなされるべきであるし、その実施に当たっても学生の協力が必要とされる。この協力が権力的威圧によって獲得されるものでない以上、学生の批判の権利の保障を前提していると考えべきである。

以上のような考慮から、われわれは学生の地位を、大学自治、とくに総長の職務執行とのかかわりあいにおいては、批判者として位置付け、選出の過程においては学生を選挙権者から除外する。批判者としての役割の具体化としては、リコール請求制度を提案する。

なお、大学院学生にあっては、研究面において助手と区別がつけがたい場合もあろう。しかし、われわれが念頭においた標準的助手の職責が、研究・教育上の責任を分担するものであるに

\* 以下に学生というとき、とくにことわらない限り、学部学生および大学院学生をともに含むものとする。

対し、大学院学生はそのような職責を担う者とはされていないことから、選挙権者の範囲には含まないとするものである。

## 第2章 選挙の手続

### 2-1 方針と問題点

すでに述べたように、本案では、選挙権者については、これを助手にまで拡大する。このような選挙権者の拡大によって生じる問題点としては、とくに次の2点があげられる。

① 助手を加えることによって、選挙権者の数は、従来の約2倍となり、その数は2,000名を越える。そのために、以下に述べるような選挙の方式では、選挙を従来のように1日で完了することがきわめて困難であり、何らかの工夫が必要である。

② 選挙権者の候補者についての知識は、従来から必ずしも十分でなかったという指摘がなされている。選挙権者を助手まで拡大するとき、全学的視野に立って投票が行なわれるためには、どのようにして選挙権者に候補者についての情報を周知させるか、十分な検討が必要である。

他方、本案では被選挙権者については従来通り、本学の総長および教授としている。被選挙権者の資格の拡大については、これを学外に拡大すること、あるいは教授に限らないとすることの可能性が考えられる。また、立候補制、推薦制も、とくに選挙権者の増大に伴う問題点②との関連において考慮の対象となるであろう。これらについての若干の検討が行なわれたが、多数の教授をもつ本学においては、学内に候補者を求めることは決して困難でなく、総長を学内から選ぶことができることは望ましいことであろう。また総長は、学内の信頼と期待とがおのずから集まることによって選ばれるべきものとする考え方には十分理由のあることと思われる。このような理由で、被選挙権者については従来通りとした。ただし、この際改めて、次の二つの問題点を指摘しておきたい。

① 総長は、ひろく全学からその適任者が選考されなければならない。有権者数の増大が、総長の出身部局を実質的に制限し、また、少人数部局に属する有能な候補者の選出を困難にする恐

れなしとしない。この問題については、むしろ有権者が全学的視野に立って投票することを期待して、従来通りの選出方法を踏襲した。それにしても、上述の恐れを減ずるような工夫と努力は必要で、このことは次の問題点にも関連する。

② 立候補制をとらない方針は、他面、被選挙権者（本学現職教授）の側からすれば、その意思いかんにかかわらず、またそれを問われることなしに、総長候補者として選出されることを意味する。もちろん、総長候補者に選ばれた者が正当な理由なしに辞退を申し出ることは、大学の管理運営上、大きな支障をきたす恐れがある。しかしながら、総長候補者のおかれている状況によって、辞退も真にやむをえぬ場合も考えられなくはない。そこで辞退の原因をできるだけ除去するとともに辞退について何らかの制度化の途を検討してみる必要がある。

以上のような方針に基づき、また、問題点を踏まえて、次に選挙の具体的内容に入ることとする。

### 2-2 具体的内容

(1) 選挙権者全員について各人が1票をもつ直接選挙方式をとること。間接選挙方式（選挙人制、代議員制）は、選挙事務が簡単であり、また、工夫によっては部局間における有権者数のアンバランスを補正する利点をもつ。さらに、一般的に言えば選ばれた代議員が被選挙権者の人格、識見、健康状態等について比較的良好に知っており、候補者が絞られた段階で、辞退などの問題が起る可能性も少ないかも知れない。しかしながら、代議員を選んでも選挙権者個々の意見が必ずしも代議員に反映されるとは限らないこと、また、各部局選出の代議員の定数についても満足すべき具体案が得がたいなどの難点がある。それゆえ本答申では、選挙権者個々の意見を直接に表明しうる直接選挙方式をとることとした。

(2) 投票は、予備選挙と本選挙との2段階に分け、かつ、両者は日をちがえて行なうこと。これは、有権者数の増大に伴う措置であるとともに、候補者についての知識が十分でないとの問題点を、なにほどか改善する意味をもつ。すなわち、予備選挙である程度絞られた候補者については、

その全員について可能なかぎり知った上で投票することがのぞましいと考えたのである。

#### (ク) 予備選挙

選挙権の拡大ことに遠隔地の便宜を考慮して、予備選挙は、原則として郵送によるものとする。この場合、有権者にはあらかじめ全被選挙権者名簿と投票用紙を郵送し、締切日を指定する。投票は2名連記とする。

投票の結果、得票数の多い順で15名を本選挙における第一次候補者とする。15名という数は、現行の総長選挙の第一次投票で選出される候補者数と同じである。これを変更する理由は乏しいし、選挙権者の増大に伴い、少数派部局の候補者が本選挙に残りうるようにするには、この程度の人数は必要と考えられる。他方、第一次候補者数をあまり多くすれば、予備選挙の投票の意義は失われることになるであろう。

#### (イ) 本選挙

(i) 予備選挙で選出された第一次候補者については、各人の履歴および業績を公けにする。有権者は、これを本選挙の10日前には知ることができなければならない。いうまでもなく、これは有権者が第一次候補者について判断する時間と資料をうるためである。さらに選挙権をもたない学生層、職員層の意向をこの段階で反映させる制度についても検討してみた。しかし、本答申では、この点について公的な制度化を試みるよりは、むしろリコール制度の検討に問題を委ねることとした。

(ii) 本選挙は、現行の「総長選考基準」にならって予備選挙による第一次候補者中から第二次候補者を3名選び、この中からさらに選挙によって得票過半数に達した者を第三次候補者とする。選挙手続を簡単にするため、第二次候補者3名選出の段階を省略することも考えられるが、有権者の選択に幅をもたせるため現行通りにしておくのがのぞましい。

(iii) 本選挙は、1日で終了するものとする。この際、本部地区またはその近傍において、一挙に選出を終了する現行方式をとることは、棄権者が多くなる可能性もあるので、次の方法によりたい。すなわち、全国にわたって散在する

施設のうち、適当なものを選んでそこに地区選挙管理委員会を設け、委員会本部の指示のもとに、地区ごとの選挙を行なう。選挙管理委員会の組織については協議会で定めるものとする。選挙権者は、指定された日に地区に設けられた投票所に集合し、「本選挙の投票→開票→電話連絡による本部集計→電話による本部からの集計結果の通報」の手続をくり返して本選挙を1日で終了するのである。

この方式による場合、第一に、郵送および電話連絡による不測の事故を防止する種々の工夫が、第二に、小地区では、その投票内容の推測が可能となり、それによる投票時の心理的負担が公正な選挙に歪みをもたらす危険性があり、これを防ぐため地区の設置規模や、本部選挙管理職員の派遣等について配慮するなど技術的工夫が必要であろう。

### 第3章 リコール制度

#### 3-1 選挙権者によるリコール制度

選挙権者と選出された総長との間の意思の疎通をいかにして確保するかという問題はますます重要となっている。この問題がなおざりにされるならば、総長選挙は実質の意味のうすい形式的なものにおわる危険が大きくなる。そのためには選挙権者の大学自治への関心の高まりとそれの自治執行への集約とが必要になる。また、総長はその執行に当って選挙権者の意向に十分な考慮をはらいつつ、そして執行に対する選挙権者の関心と理解を高めるべく努めることがのぞましい。このような状況をつくり出すための一つの方法として、リコール制度は有効性を有するものと考えられる。総長の行なった特定の執行、具体的行動が選挙権者の多数の意向と著しく反するような場合—このようなことが頻発することはのぞましくないし、また、頻発しないような努力がなされるであろうが—選挙権者は自己の選んだ総長をリコールしうるわけで、そのことによって選挙権者は大学自治とその執行に不断の関心をもつことが求められることになり、大学の執行に対する連帯の責任感を強めることにもなるだろう。

この制度に対しても疑問がないわけではない。その一つは、総長選挙に際して推薦・立候補制を



とるか、明確な辞退権のある場合には、リコール制を採用しやすいが、それらのない場合には「意に反して総長にならされた者」をその執行が選出者の意向と反するからといってリコールすることに心理的抵抗を感ずるという意見である。「意に反してなされる」ということも好ましくないが、そのことによって無責任が発生したり、これを許容したりする雰囲気を作ることは、より重大な問題であろう。総長が単なる名誉職でなく大学自治にとって実質的に重要な公職である以上、総長を引き受けたときにその職務を忠実に果たす義務と責任が公的に発生していると考えらるべきであって、推薦・立候補制や辞退権がないからといって、「意に反してなされた」と考え責務を免れることはできない。また同時に、選挙権者もそれに対する批判を手びかえるならば、無責任のそしりを免れないと考えるべきである。

疑問の第二は、次のようなものである。総長のもつ権限は現状では不明確であり、それに相応して総長の執行をささえる専門補佐機構をもっていない。権限不明確のままリコール制度をとることは、総長に対して酷であるというものである。不明確ということが無権限を意味するのなら、総長選挙それ自体無意味になるからそれは考えにくい。そうだとすると、不明確という意味は総長の性格・能力・考え次第では大きな権限をもつこともあるし、逆に権限をほとんど行使しえないこともあるということであろう。大学の主体性の代表者ともなりうれば、文部省の出先代表的立場ともなりうるといってもあろう。もしそうであるなら権限の明確化も必要であろうが、不明確であるならなおさら総長の執行に対するチェック機能は重要性をますますすることになり、リコール制度をますます必要としていることにもなる。

### 3-2 選挙権を有しない層のリコール請求制度

総長は、その職務の執行に当って、教官のみならず、職員、大学院学生、学部学生の信頼の上に立っていることが望ましい。そのために、選挙権を有しないこれら各層も、総長による大学自治の執行に何らかのかかわりをもつようにすべきである。

まず総長選挙時に不信任に基づく候補者除斥投票を行なう方式を検討してみたが、それは以下に

述べる理由によって採用しなかった。すなわち、大学の中には多様な価値観の共存しうることがのぞましいことであり、さまざまな思想・人格が受け入れられるよう十分な配慮が求められている。除斥という形態は、全人格否定、特定思想排除の傾向を助長する恐れもあり、その意味でこの方式以外に選挙権を有しない層の意向の反映の道を求めるべきであると考えた。

つぎに総長就任後の具体的活動に対する批判を総長不信任の形で問う方式が考えられる。その方式は大別すると以下の二つになる。(a) 選挙権を有しない者の多数が不信任の意を表明したときには総長はほぼ自動的に退任するという方式と (b) 多数の不信任表明があったときには選挙権者の判断をリコール投票にかけて問う方式とである。(a) の場合のように、自動的に退任ということになれば、その総長を選出した者の意向と無関係に退任させられるということになり、問題ではないか。この (a) の方式には選挙権者の判断を中心にすべきであるとする立場からの疑問と批判が集まるであろう。また、逆に選挙権を有していないからといってその非常に多数の者が不信任を表明したとしても、それが総長の退任に結びつかどうかかわからないという間接的制度 (b) の場合、この制度は形式的で実効をもたないとの批判を受けて実際的にはボイコットされ、有名無実化する恐れはないか。また、非常に多数の不信が表明された後、それと異なる有権者の判断がでたときには学内矛盾がより大きくなる危険はないか。このような立場から (b) に疑問をなげ、むしろ (a) の方をとるとする考え方もある。これらのあい矛盾する二つの立場にはそれぞれもったもな根拠があり、両者の立場の中間的な方式で、非選挙権者層による不信任制度を考えることとした。

ここにわれわれが提案する方式は、選挙権者の判断を主体に構成する。ただし、非常に多くの非選挙権者からの不信任表明がなされたときには、実質的にその意向を受け入れようとするものである。すなわち、非選挙権者の比較的多数の者が不信任を表明した際には、選挙権者の判断を直接求めるべく選挙権者によるリコール投票を行なう。また、非選挙権者の非常に多数の者が不信任を表明した場合には、選挙権者の代表的審議機関 (こ

の整備は求められるが、それができるまでは、便宜的に協議会がこれに代わることが考えられる。)の審査を経て退任を求めることとする。この審査は「非常に多数」という要件を満たしているかどうかについて行なうものであり、その内容があらかじめ定められた基準を上回っているときには、退任の勧告が行なわれるものであるとの想定の上に立っている。

### 3-3 具体的内容の概要

これまでに述べた考え方に基づいて、次に一つの提案の形で具体的内容を提示したい。

以下に「リコール投票」というときは選挙権者によるリコールの最終投票を意味し、「リコール請求投票」というときは非選挙権者が「リコール投票」を求めるために行なう全学的規模の投票を意味するものである。

- (1) ここで考えているリコール制度は、在職が少なくともある一定期間（たとえば1ヶ年）を経過した総長を対象とする。
- (2) 選挙権者により「リコール投票」の開始  
選挙権者による「リコール投票」は、次の要件の一つが満たされた場合に開始される。
  - ア 「リコール投票」を請求する選挙権者の署名が一定数（たとえば在籍者数の1/5）に達したとき。
  - イ 選挙権者の代表的審議機関（暫定的には現行の協議会）が議決したとき。
  - ウ 選挙権をもたない者による「リコール請求投票」において次に述べる(4)ウのA, B, C, Dとなったとき。
- (3) リコール成立の条件  
有効投票（白票を含む。）の過半数により決する。なお、「リコール投票」は全選挙権者の投票によることをたてまえとするものである。
- (4) 選挙権をもたない層における「リコール請求投票」
  - ア 選挙権をもたない層を次の3層に分ける。
    - A 学部学生
    - B 大学院学生
    - C 職員
  - イ 「リコール請求投票」の呼びかけは、上記のいずれかの層における一定数の署名による。（たとえば在籍者数の1/5）
- ウ 呼びかけに対する全学的規模の投票の結果について次の5段階をもうける。
  - A 三つの層の賛成を合わせて非選挙権者総数の過半数となる場合
  - B 一つの層において多数の賛成（たとえば在籍者数の2/3以上）があった場合
  - C 各層のいずれにおいてもかなりの賛成（たとえば三層とも在籍者数の1/3以上）があった場合
  - D 一つの層においてかなりの賛成（たとえば在籍者数の1/2以上）があった場合
  - E 上記A, B, C, Dに該当しない場合
- エ リコール請求の成立は(4)ウのA, B, C, Dの場合とする。ただし、それらのうちAとBにおいては、選挙権者の代表的審議機関（暫定的には現行の協議会）の議により選挙権者による「リコール投票」の手続を省略することができるものとする。
- (5) リコールに関連する署名と投票の管理
  - ア 選挙権者の代表的審議機関（暫定的には現行の協議会）は、リコールに関連する署名と投票の管理責任者として「リコール投票」管理委員長を選出しておき、実施結果の報告を受ける。
  - イ 選挙権者が「リコール投票」を請求する場合の署名
    - (i) 「リコール投票」を請求しようとする者は、管理委員長に不信任の具体的理由を付して申し出を行ない、所定の用紙を受ける。一定期間（たとえば2週間）以内に署名を提出する。
    - (ii) 署名の審査は、請求者代表の立ち合いのもとで、管理委員長が行なう。
  - ウ 選挙権をもたない層における「リコール請求投票」の呼びかけ署名
    - (i) 「リコール請求投票」の呼びかけをしようとする者は、管理委員長に呼びかけの具体的理由を付して申し出を行ない、所定の用紙を受ける。一定期間（たとえば3週間）以内に署名を提出する。

(ii) 署名の審査は、呼びかけ者代表の立ち合いのもとで、管理委員長が行なう。

エ 選挙権をもたない層における「リコール請求投票」

管理委員長は投票管理委員会を組織する。

オ 日時が接近して2件またはそれ以上の署名がなされた場合、署名審査のはやくおわった方を先議する。

#### (6) リコール請求の制限

ア 「リコール投票」の結果、不成立におわった後、ある一定期間（たとえば6ヶ月）は投票請求（「リコール請求投票」を含む。）ができないものとする。

イ 「リコール請求投票」が不成立におわった場合にもその後の一定期間（たとえば6ヶ月）は「リコール請求投票」ができないものとする。

### 第4章 本答申に関連して考えるべき問題点

#### (1) 総長候補者の辞退とその取扱いについて

前述（2-1）の問題点の解決策として、「辞退の申し出およびその承認」という方式の制度化が必要であろう。

現行選考基準では、「辞退の申し出およびその承認」という方式は制度化されていない。したがって、総長候補者が最終的に決まるまでのどの時点においても、被選挙権者には自己の意志、状態を表明し辞退を申し出る機会とは与えられていない。それゆえ最終候補者は、総長職を引き受けるに困難な事情がある場合にも、総長職を引き受けざるをえない場合も起こりうることになる。

また一方、候補者がそれぞれの理由をあげて辞退の申し出を行ない、無条件に承認される制度をとるならば、選挙時の混乱の可能性ばかりか、大学の管理・運営上重大な支障の生ずる恐れも十分に考えられる<sup>(注)</sup>。

(注) 検討の過程においては、辞退を承認する場合の基準についても議論された。たとえば、京都大学教授の職を辞し他の職につくことの内定または決定している場合、健康上総長職に耐えることが不可能な場合、研究・教育に重大な支障をきたす場合、その他やむを得ない場合とする提案もなされた。しかしこれらの各項目のそれぞれについて反対の意見もあり、またこの程度の基準では明文化することに意味が認められないという意見もあった。なお総長重任辞退を候補者が申し出

た場合は、辞退を承認すべきものとする点では、意見の一致をみた。

本答申の趣旨は、被選挙権者に対し、選ばれた場合総長職を引き受けることを期待するものであるが、以上の諸点を考え、個々人の立場をも尊重して、例外的な場合に辞退の申し出を受けつづける制度を提案する。

辞退の申し出の時期については、予備選挙によって15名があげられた時点が最も適当であろう。もし本選挙の段階で辞退を認めるならば、結果的には選挙権者は総長となることのできない者を候補者に含めて選択を行なったことになる。また、辞退以後の投票において選択の範囲をせばめないためには、候補者の補充が考慮されなければならない。この点から見ても、投票による候補者の推薦という意味の強い予備選挙終了後の時点が適当である。

そして、もし15名の候補者中より辞退の申し出がある場合は、協議会が審議し、その可否を決定する。そして辞退の承認があった場合、次のような取扱いにするのが最もよいと考えた。

ア 欠員の補充を行なう。

イ 15名の候補者には、当選順位を付さない。

ウ 辞退者の氏名は公表する。ただし、辞退者の辞退の理由は、人事や私事に関係する場合もあることから、公表しない。

#### (2) 総長退任後の教授復帰について

現行制度の取扱いでは、総長任期満了後は、たとえ63歳未満であっても退職しなければならない。このようなことは、総長職につく個人に対して研究・教育の中断に加え、大きな不利益を与えることにもなる。したがって、従来、有権者も停年近い被選挙権者から候補者を選ばざるをえず、少壮にして有能な候補者の選出の可能性を低くしていたことも十分考えられる。いずれにせよ、総長職就任には、大きな犠牲を伴っているものと考えざるをえない一面をもっている。このような欠点を少しでも補うためには、総長退任後、出身部局の教授に復帰できるように全学的な申合せによる学内措置を考慮すべきである。また復帰による不利益が生じないような配慮がのぞましい。

## 答申本文に対する意見

〔安藤委員の意見〕

私は本答申に対し、以下の三点で満足できない。

### 1 選挙権者の「拡大」にのみ、力点を置いていること

本答申の最大の眼目は、選挙権者の範囲を現行の教授、助教授、講師から助手にまで広げた点に求められよう。しかしながら、およそ制度の改革に取り組む場合には、まず現行制度の欠陥をできるだけ客観的に考察し、ついでそれを是正するための方策を検討すべきではなかろうか。本答申は、必ずしもこのような方向を選んだとは考えられず、どちらかといえば、選挙権者の範囲を拡大することにとらわれすぎているのではないか、と思われる。

たしかに答申の「1-1」に述べられているとおり、大学の目的は「学問の自由」の実現にあり、これを保障すべき「大学の自治」の一環として、大学自身がその長を選出することは重要であろう。また、学問の自由、すなわち「研究・教育の自由」に直接たずさわる教員が選挙権者となることにも、さして問題はないであろう。だが、大学改革が論議的となり、大学問題検討委員会が発足したのは、一つには、従前の大学管理体制が一連の大学紛争に効果的に対処できなかったことが原因であり、本答申もまた、「大学のあるべき管理運営体制のなかで、総長選挙制度の改革について検討する」ことを、その目的としていた。だとすれば、選挙権者の範囲を縮小して教授層の権限と責任を明確にすることは、考慮に値しないのか。逆に、これを職員にまで広げたり、学生の意向を吸収したりするような方策は考えられないのか。また、被選挙権者を本学の在籍教授に限る必然性はあるのか——これらの諸点について、本答申の説明は決して十分とはいえないのではなかろうか。

### 2 選挙権者を等量的かつ均質的なものとしてとらえていること

つきに本答申は、総長選挙の具体的方法として、全学の教員による一人一票の直接投票を提唱している。だがこれは、同一の専攻分野について

見れば、年長の教授から若年の助手にいたる全教員の判断をまったく等量的に評価していることであり、また異なる専攻分野について見れば、各専攻分野における教員数の差が、そのまま票数差として評価されることを意味する。

さきの点について答申は、あくまでも「大学自治の理念である学問の自由という観点を優先して」、助手にも教授とひとしい投票権を認める、としている。なるほど、総長の地位は大学の全教員に対してひとしく影響する面を有しており、全教員がかれの選出に同等な立場で参加することには、それだけの理由があるかも知れない。だが、大学は「真理の追求」をこととする一種の目的社会であり、その目的達成のために、一人一票制が絶対のものである保障はない。それどころか、部局制、講座制を存続させたままで、全教員の等量的かつ均質的な総長選挙参加を認めることは、総長の代表すべき要請と部局、講座の代表すべき要請のあいだに、ある種の摩擦を生じる可能性を残すのではなかろうか。

また、学問的真理の追求に関していえば、専攻者の多い学問分野の要請が、その少ない学問分野の要請よりも、つねに大きく評価されねばならぬ必然性はまったくない。否、大学の管理・運営に際しては、専攻者数の多少にかかわりなく、あらゆる学問分野の要請が過不足なく代表されることこそ好ましい。この点でも本答申は、大学が政治社会のような共同社会ではなく、特殊な目的社会である事実を、十分考慮していない恨みが強い。もっとも答申も、「助手参加により選挙権者の数が増大すること、助手の数が若干の部局に極端に偏在していることなどは、帰属意識が働く場合、全学的に見て有能な総長候補者の選出を困難ならしめる恐れなしとしない」と指摘しており、従前の京都大学総長選挙の結果も、この指摘と完全に無関係ではないように思われる。しかるに答申は、この指摘を生かすべき何の対応策をも示さず、結局、「有権者の全学的視野に立って投票することを期待する」にとどめている。だが間接選挙制や代議員制の採用などによって、諸専攻分野間の教員数の不均衡を是正し、できるだけ多くの学問分野の要請が満遍なく総長選挙に反映されるように図ることは、さほど困難とは思われない。答申の

態度はあまりにも安易にすぎる、といわざるをえない。

### 3 職員、学生にリコール請求権ないしリコール権を認める根拠を、十分明らかにしていないこと

最後に本答申は、総長選挙について、職員と学生に選挙権を認めていないが、その反面、総長の個々の執行や行動にもとづくリコール請求権をかれらに認め、職員あるいは学生の相当多数が合意する場合には、実質的なリコール権をも認めている。

ところで職員について見れば、現在、かれらの任免権、とくに上級職員の任免権は実質的に文部省の掌中にあり、大学ないし総長の手にはない。また大学の財政事務や管理事務は、事実上、ほとんど職員によって動かされている。さらに大学の管理・運営に係わる事務は、本来大学の目的である「自由な研究・教育」を促進するために存在するはずであるが、具体的な問題の処理をめぐる、職員の要請と教員の要請が対立することも少なくない。つまり大学の現状においては、職員と教員の協力関係には、自ら一定の限界がある、と考えられよう。本答申がこの点を掘り下げて検討することなく、職員にリコール請求権ないしリコール権を認めていることには、大いに疑問なしとしない。

他方、学生について見れば、かれらが元来、大学から入学を許可されたものであり、大学の準備したカリキュラムにもとづいて教育を受け、一定の資格を認定されて卒業してゆくものであることは、否定できない事実である。かように、大学の目的たる「自由な研究・教育」に対する学生の係わり合いは、本質的に消極的な性格が強く、これを教員の場合と同視することはできない。また学生は、大学に対して授業料を支払うことにより、その施設やサービスを利用する立場にあるため、そうした施設やサービスの一端を担う職員とも、異質の存在である。だとすれば、教員の選出した総長に対する学生の批判には、一定の限度が存在すべきであり、これを総長のリコール請求権ないしリコール権と直結することに、問題はないか。さらに職員のリコール請求権やリコール権の行使を、学生の同種の行為と同列に論じるべき

ではなく、両者を区別して扱う必要はないか——これらの点についても、本答申の説明はきわめて不十分だ、というほかはない。

#### 〔川村委員の意見〕

営造物利用者であるという見地から学生の活動に規制が加えられたことに対する批判には賛同するが、活動を無制限にすることには問題がある。すなわち、学内自治の面からと市民的通則の面から規制の必要を生じることがあろう。この規制は、必要な討論の後、最終的には総長の責任においてなされることになる。常識として特に言及されなかったと思うが、現在の学内情勢を考えれば言及すべき点である。

(賛成者：安藤委員)

#### 〔清水委員の意見〕

##### (1) 総長の任期の短縮

総長の任期は1期を2年とし、3任まできつこえないものとする。

現行の総長の任期は4年で、再選を妨げないが、任期通算6年をこえないと規定され、再任のときは、事実上、任期2年となっている。これを、新任のときにも適用しようとするものである。

その理由は、第一に、総長の職は、大学の巨大化、紛争の頻発などにより、過去とは比較にならぬ激務となっており、総長自身の健康上および研究上からいって、任期を短くし、交代の機会を多くした方がよいと思われる。しかし、職務をつづけることが可能ならば、再任・3任によって、現行と同じ期間、就任できるものとする。

第二に、選挙権者がわからいって、総長の管理行政を2年ごとにチェックする機会が与えられることになる。総長の職務執行をチェックするものとして、新しくリコール制度が提案されたが、リコールは、手続きがかなり複雑であるし、また、その実現のためには、摩擦が避けられない。改選によって、チェックする方が簡単であると思われる。

##### (2) 職員の予備選挙への参加

本案では、選挙権者を「本学の研究・教育に直接たずさわることによって、大学における研究・

教育に責任を分担する者」として、職員の総長選挙参加を認めていない。しかし、職員の意思が総長の職務執行の上に反映することがのぞましいとして、リコール請求制度が提案された。

けれども、意思の反映は、リコール請求というマイナス方向だけでなく、プラス方向にも現われるようにされるべきだと思われる。総長を決定する本選挙は、本案の規準に照らして、教員だけに限られるにしても、学校教育法第59条第2項によって、教授会に加えることのできる職員は、選挙権を行使することが、法的にいて違法でもないと思われる。そこで、予備選挙には職員も参加することを提案する。

予備選挙は、推薦の性格の強いものであり、そのためには、違法でないかぎり、多くの人の意見を聞くことがのぞましい。かつ、本案のごとく郵送投票のときにしばしば見られる大量の棄権を生じたときも、きわめて少数の得票で、第一次候補者に選ばれる危険を緩和できるものと思われる。

(賛成者：安藤委員)

#### 〔竹崎委員の意見〕

(1) 3—3の「リコール請求投票」の結果「リコール投票」を省略することのできる場合の一つとして、(4)—ウ—Bに「一層の賛成がたとえば2/3以上の場合」があげられているが、これは削除すべきである。

理由：一つの層全員がリコールを要求したとしても、それは、大学全体の長たる総長に対して自動的に(3—2末尾によれば、協議会は票数の基準該当確認以外に判断を行なわないと想定されている。)退職を要求する条件としては、不十分である。一つの層全体がこぞって誤りを冒しているかも知れない。(とくに一層のみの利害に関する問題に対して、その当事者である層はややもすれば自己中心的な発想を強く主張しがちである。)その当否は他の層の批判(票)とあわせて始めて判断できるのであって、一層の判断のみを絶対的に取り上げ、他層の批判を自動的に排除することになるような方式を採用すべきではない。

(2) 3—3(3)リコール成立の条件の中に不在投票を認める条項を特記すべきである。

理由：この答申の方式だと棄権は不信任表明と同じ結果をもたらすこととなり、もし、在籍者数の過半数をリコール成立の条件とすると棄権は信任につながる。ゆえに全員が投票すべきことを強調してあるのだが、これでは不十分である。意図あって棄権する場合はよいとしても、やむを得ず投票できないことが意向と反した結果につながることは公正でない。やむを得ない棄権を防ぐ方途を講ずべきである。

(賛成者：安藤委員)

#### 〔田中委員の意見〕

(選挙権者の資格に対する補足意見)

答申では、総長選挙権者の範囲を「本学の研究・教育に直接たずさわることによって、本学における研究・教育の責任を分担する者」に限定され、その趣旨から職員の総長選挙参加は認められないとされている。しかし、この規準がもしも大学における今後の不変の原則として固定化されるとすれば、それには問題があろう。現に総長選挙と多くの共通性をもつ部局長の選挙においては、すでにより広い観点がとりいれられ、教員以外の選挙参加の認められている例がある。全学的規模での総長選挙にあっては、急激な選挙制度の改革が、予測しえない困難をひきおこすおそれなしとしない。しかし、当面各部局のレベルにおいて、職員等が部局長選挙などに参加することは十分考へうことであり、そのような経験を経たのち、適当な将来において、総長選挙に対してもより広い考えに立って、職員などの参加を考えるのが至当であろう。これは、本答申でも指摘するように、「大学の職員は、その職務の遂行において学問の自由や大学の自治の深い理解者であることを期待される。」という趣旨にもそうものである。

(不信任投票制度についての意見)

答申では、選挙権を有しない層が総長選挙時に、不信任に基づく候補者除斥投票を行なう方式について、「除斥という形態は、全人格否定、特定思想排除の傾向を助長する恐れもあり」、他の方法を求めることにしたとされている。答申が指摘するように、「大学の中には多様な価値観の共存しうることがのぞましいことであり、さまざまな思想・人格が受け入れられるよう十分な配慮が

求められている。」ことは、当然である。しかし、それは大学の教員など一般にかかわる原則であって、総長、部局長などの限定された職責に対する不適確の表明はそれ自身決してのぞましいことではないが、そのことが教員一般としての排除を意味するものでないことにも注意する必要がある。したがって、この理由を不信任投票制度の主たる難点とすることには疑問がある。

〔委員名簿〕

(氏名の前の数字は、委員の所属部会別を示す。)

委員長	竹崎嘉真	(化学研究所)
副委員長	岡本道雄	(医学部)
第一部会 部会長	柴田俊一	(原子炉実験所)
第二部会 副部会長	中野茂男	(数理解析研究所)
第三部会 部会長	島恭彦	(経済学部)
第三部会 副部会長	兵頭泰三	(教育学部)
委員 ①	今津晃	(文学部)
” ②	清水茂	( ” )
” ③	萩原淳平	( ” )
” ①	池田進	(教育学部)
” ②	和田修二	( ” )
” ①	奥田昌道	(法学部)
” ②	磯村哲	( ” )
” ③	溜池良夫	( ” )
” ①②	瀬地山敏	(経済学部)
” ②	橋本勲	( ” )
” ①	田中正	(理学部)
” ②	加藤幹太	( ” )
” ③	長谷川博一	( ” )
” ①	菅原努	(医学部)
” ②	井上章	( ” )
” ③	藤原元始	( ” )
” ①	山科郁男	(薬学部)
” ②	中垣正幸	( ” )
” ③	瀬崎仁	( ” )
” ①	小沢孝夫	(工学部)
” ②	武上善信	( ” )
” ②③	槌田劭	( ” )
” ①	杉原彦一	(農学部)
” ②	塚本洋太郎	( ” )

委員 ③	岡本一	(農学部)
” ①②	安藤仁介	(教養部)
” ②	野田宣雄	( ” )
” ②③	大橋保夫	( ” )
” ②	中村賢二郎	(人文科学研究所)
” ③	安平公夫	(結核胸部疾患研究所)
” ①	服部嘉雄	(原子エネルギー研 究所)
” ①	樋口隆昌	(木材研究所)
” ①③	森田雄平	(食糧科学研究所)
” ①③	岸本兆方	(防災研究所)
” ①	今井六雄	(ウイルス研究所)
” ①	尾上久雄	(経済研究所)
” ①	玉垣良三	(基礎物理学研究所)
” ①	川村俊蔵	(霊長類研究所)
専門委員	石田政弘	(原子炉実験所)

旧委員	井上智勇	(文学部)
”	上野照夫	( ” )
”	柿崎祐一	( ” )
”	服部正明	( ” )
”	武内義範	( ” )
”	姫岡勤	(教育学部)
”	高瀬常男	( ” )
”	相良惟一	( ” )
”	野口名隆	(法学部)
”	平井俊彦	(経済学部)
”	浅沼萬里	( ” )
”	前川嘉一	( ” )
”	川那部浩哉	(理学部)
”	太藤重夫	(医学部)
”	稲本晃	( ” )
”	穂積啓一郎	(薬学部)
”	清水祥一	(工学部)
”	中島稔	(農学部)
”	川口桂三郎	( ” )
”	上村恵一	( ” )
”	井上健	(教養部)
”	河野健二	(人文科学研究所)
”	辻周介	(結核胸部疾患研 究所)
”	上坂一郎	( ” )
”	桜井彰	(原子エネルギー研 究所)
”	松田博嗣	(基礎物理学研究所)

## 筑波大学新設に関連する諸法案 について

このたび基礎物理学研究所協議会において、  
標記に関する下記の声明を採択した。

### 声 明

現在国会において審議中の筑波大学新設に関連する諸法案の内容は、学問研究の自由な発展を著しく阻害するものと判断せざるをえない。われわれは、日本学術会議第63回総会における本法案についての声明を支持し本法案の成立に強く反対する。

1973年6月11日

京都大学基礎物理学研究所協議会

## 化学研究所植村吉明教授の逝去 について



化学研究所植村吉明教授は、5月20日午前10時45分、胆道炎に肝腎症候群と急性肺炎とを併発し急逝された。享年61才。同教授は昭和25年理学博士、昭和48年5月教授となり、

化学研究所 附属 原子核科学 研究施設に勤務された。

植村教授は本邦における原子核物理学の創始者の一人で、昭和11年以来本学において、コックロフト型加速器、サイクロトロン等を建設して、加速器を用いる原子核物理学の研究と理学研究科大学院学生の教育とに専念された。

また、本邦の真空機器学の泰斗で、日本真空協会関西支部副支部長として活躍されていた。

なお、植村教授の追悼式が、化学研究所主催で6月2日(土)午後1時より3時30分まで、宇治地区研究所大会議室で開催された。

### 月 曜 会 メ モ

第113回(4.9) 司会 森本 武会員

1 会員の交替

4月1日付け

法学部：片岡昇、柴田光蔵会員にかわり、溜池良夫教授、木村雅昭助教授に交替。

経済学部：小野一一郎会員にかわり、降旗武彦教授に交替。

薬学部：岡田寿太郎会員にかわり、田端守助教授に交替。

結核胸部疾患研究所：前川暢夫会員にかわり、大岩弘治助教授に交替。

原子エネルギー研究所：星野力会員にかわり、浅野満助教授に交替。

### 2 各部局報告

化学研究所より4月1日付けで事務部制となった旨報告があり、ついで教養部より人文特別号「教養課程に対する人びとの態度」が発行されたことなどの報告があった。

### 3 話 題

「ストライキの諸問題について」と題して、意見の交換が行なわれた。

まずストライキに対する大学の根本的な対応策と現実的な対応策などについて意見がのべられ、ストライキが行なわれた場合の授業時間の不足と補講の問題、講義の意味、学力低下の問題、学位認定の問題などについて活発な討論が行なわれた。

ついで、ストライキが簡単に学生大会で議決されることについて意見が出され、大会の成立ならびに議決に対する規約を再検討する必要があること、ストライキが定期試験の時期に行なわれることが多い実情、また封鎖による授業や研究妨害等の実害、ならびにストライキを行なうことの当否について意見が述べられた。

大学がストライキに対して十分な対応をするためには、今後もさらに研究が必要であり、ストライキの根本原因、大学の自治、研究の自由などについてさらに突っ込んだ議論の必要性が指摘されたが、時間切れのため討論が打ち切られ、次回に引き続き論議することになった。

なお、5月以降に開催される本会の司会担当部局の暫定的な順番が決められた。

今回は5月7日に開催され、本話題ならびに前回から持ち越しとなっている月曜会の存続問題について討論する予定である。

(森本武、浅野満会員)



第114回 (5.7) 司会 佐藤文隆会員

1 会員の追加

数理解析研究所：4月1日付けで三井斌友助手が会員となった。

2 各部局報告

農学部より昨年度の卒業を3月31日付けで認める措置を取った事情について報告があった。

3 話 題

前回に引き続き「ストライキの諸問題について」意見の交換が行なわれた。今回は主にストライキによる学業の遅滞の問題について話し合われた。これには単位修得、卒業資格等の制度上の問題と一般的な学力の問題との両方が含まれている。ストライキによる授業の遅滞に対する大学としての、またある教科を担当している教官としての責任をどのように考えるかについて、意見の交換があったが、その意見には大別すれば次の二つの傾向がある。

その一つは講義を学生の学業に対して大学が提供している色々の便宜の一つと考えれば、講義の

遅滞はそれ自体としては問題ではなく、試験により教科の内容を修得しているかどうかを実質的にチェックできればよいとする意見である。

もう一つは大学が行なうことにした講義を計画どおり行なうのが教官としての責任であって、ストライキにより遅滞した分は補講によってでも回復すべきであるとする意見である。前者は学生の自発的意欲を前提としており、後者では学業における制度的な強制力のもつ役割を強調している。

また、学業には実験や実習を伴う部門があり、そこでは設備の上の定員があり、前者のように考えて運営することは不可能であるとの意見もあった。全体として前回と重複点が多かったが、後半では学生の講義に対する態度、最近の学生の気質、留年生が理学部等で増加している問題、等等についての自由な意見交換があった。

最後に月曜会の存続が話題となり、意見が出された。

(佐藤文隆会員)